


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	令和3年度における東大和市会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する夏季休暇について、新型コロナウイルスに伴う事務の増加等の影響により、全庁的に夏季休暇の取得が遅れていることを踏まえ、夏季休暇を全て取得するために、取得期間を1か月延長するものである。</p>						
2) 主な改正内容						
<p>東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第4に規定された夏季休暇について、現行の夏季休暇の取得期間（7月1日から9月30日まで）を、令和3年度に限り、10月31日までに拡大する。</p>						
3) 施行日等						
<p>公布の日</p>						
4) 影響及び効果						
<p>会計年度任用職員の夏季休暇取得期間の拡大により、夏季休暇を取得しやすくなる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>文書課審査済</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>特になし</p>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。